

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

白楽荘みくに湊短期入所生活介護事業所（併設型）
 特別養護老人ホーム白楽荘みくに湊（空床利用型）
 特別養護老人ホーム白楽荘（空床利用型）
 重要事項説明書

1. サービスの相談

担 当 者 : 契約者の生活全般に関する相談は[生活相談員]が対応します。
 介護に関する相談は[介護職員]が対応します。
 健康や病気に関する相談は[看護職員]が対応し、嘱託医の指示を受けます。
 サービス計画の立案は[介護支援専門員]が対応します。

受付時間 : 月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

2. サービスの概要

名 称 : 白楽荘みくに湊短期入所生活介護事業所（併設型）
 特別養護老人ホーム白楽荘みくに湊（空床利用型）
 特別養護老人ホーム白楽荘（空床利用型）
 TEL 番号 : 0776-82-1282 FAX 番号 : 0776-82-6287
 所 在 地 : 福井県坂井市三国町梶49-18 郵便番号 : 913-0061

指定番号 : 白楽荘みくに湊短期入所生活介護(併設型)【福井県 1871700926 号】
 特別養護老人ホーム白楽荘みくに湊(空床利用型)【福井県 1871700926 号】
 特別養護老人ホーム白楽荘(空床利用型)【福井県 1871700132 号】

定 員 : 併設型 18名
 空床型 定員の範囲内でみくに湊・白楽荘の空室を利用するもので、入院等の事由により空室となった居室を一時的に使用します。(その居室の利用者及び家族のご了承を得ます。その場合、本来の居室入所者の部屋代は無料となります。)

営 業 日 : 併設型 月曜日～土曜日
 空床型 営業日の指定はありません。(継続利用可能です)

施 設 : サービスに関わる主な共用施設、設備は次の通りです。

医務室（従来型特養併用）	1ヶ所
静養室（従来型特養併用）	2ヶ所
機能訓練室（従来型特養併用）	1ヶ所
生活相談室（従来型特養併用）	1ヶ所
非常通報装置	3ヶ所
白楽荘みくに湊短期入所生活介護事業所(併設型)	
居室（ユニット型個室）	18ヶ所
食堂・談話室	2ヶ所
便所	6ヶ所
浴室（個浴）	1ヶ所
特別養護老人ホーム白楽荘みくに湊(空床利用型)	
居室（ユニット型個室）	12室

食堂・談話室	1ヶ所	
便所	3ヶ所	
浴室（個浴）	1ヶ所	
特別養護老人ホーム白楽荘(空床利用型)		
居室（従来型個室）	4室	
従来型2人部屋	7室	
従来型3人部屋	1室	
従来型4人部屋	14室	
多目的ホール	1ヶ所	
便所	5ヶ所	
浴室（特殊浴槽）	1ヶ所	
職員体制： サービスに従事する職種、職員数、業務は次の通りです。		
管理者・・・・・・・・・・	1名	サービス全般の管理
医師（嘱託）・・・・・・・・	1名	医学的管理
生活相談員（特養と兼務）・・	1名以上	生活全般の相談
介護支援専門員（特養と兼務）・・	1名以上	サービス計画の立案作成
機能訓練指導員（特養と兼務）・・	1名以上	機能訓練
管理栄養士（特養と兼務）・・	1名以上	給食管理・栄養指導
白楽荘みくに湊短期入所生活介護事業所(併設型)		
介護職員・・・・・・・・・・	常勤換算6名以上	介護全般
看護職員・・・・・・・・・・	1名	健康管理・看護
特別養護老人ホーム白楽荘みくに湊(空床利用型)		
介護職員・・・・・・・・・・	常勤換算4名以上	介護全般
看護職員（特養と兼務）・・・・	2名	健康管理・看護
特別養護老人ホーム白楽荘（空床利用型）		
介護職員・・・・・・・・・・	26名以上	介護全般
看護職員（兼務）・・・・・・・・	3名以上	健康管理・看護
勤務体制： 利用者と介護及び看護職員の比率は3：1以上の配置となっています。		
夜間時は、介護職員が配置となっています。尚、看護職員は夜間勤務いたしません。		
協力病院： みくにの森クリニック、市立三国病院、阿部歯科医院		
あわら病院、宮崎病院		

3. 提供できるサービス内容

(介護予防)短期入所生活介護サービス計画の立案、作成、実行以外は「16.サービスの内容及び利用料金」に明記したとおりです。

(ケアカンファレンスの為、個人情報を用いる場合があります。)

4. 利用料の支払い方法

サービスの料金は、月末締めとし、翌月10日に請求しますので、20日に指定口座から引き落としの方法でお支払ください。尚、口座引落としの際の振替手数料は、事業所負担とします。

5. 利用申し込み

①担当のケアマネージャーに利用の希望を申し出てください。ケアマネージャーが当事業所の生活相談員と協議の上、予約制となります。

②入所の際に[契約書]を取り交わすことになります。

6. 利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に(介護予防)短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

★ご利用者が、他の介護保険施設に入所した場合

★ご利用者が、お亡くなりになった場合

★介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合

7. 入所時や入所中に守っていただきたい事項

準 備 品 : 入所前に確認の上、日常生活に必要な、次のものを準備していただきます。

①本人が使い慣れている車椅子、歩行器、老人車、杖、補聴器など

②寝巻き類・肌着類の1替り分（洗濯は白楽荘で行います）

③洗面に要する歯ブラシ、義歯など。（義歯洗浄は白楽荘で行います）

私 物 : ①私物で、不要不急のものは持ちこまないよう願います。特に金銭類については、管理責任が持てませんのでご遠慮下さい。

②私物の衣類やタオル類は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫い付けるか、油性のマジックで氏名を書くように願います。なお、氏名の明記がない場合、施設にて記入させて頂く場合がありますのでご了解ください。

面 会 : ①面会時間は、緊急以外は、午前8時30分～午後7時までとなっています。ただし、周辺地域・施設内での感染症発生等の状況によっては面会をお断りする場合があります。

②面会の方は、玄関にてその旨を申し出た後、面会して頂きます。

③身体状態や他の利用者への考慮が必要な場合もあるため、食べ物・飲み物の持ち込みの際は、必ず担当の介護職員に相談してください。

遵守事項 : 利用者はサービスの提供を受ける際、次の各号について留意してください。

① 主治医から心身の状態に関して診断を受けている場合は、その内容を必ず職員にお知らせください。また投薬の有無もお知らせください。

② 事業所の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従って下さい。また職員からの問診には必ずご協力ください。

③ 喫煙は禁止です。

④ 必要のない高価な衣類や嗜好品、健康食品など特殊な飲食物等の持ち込みはご遠慮ください。利用者間あるいは職員との金銭や物品のやり取りは絶対にしないでください。

⑤ 他の利用者の迷惑になる行為は謹んでください。また他の利用者との関わりについて職員からの依頼や指示があった場合は従ってください。

⑥ その他事業所が管理上必要として依頼した事項は守って下さい。

8. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、訓練の実施に当たっては地域住民の参加を得、連携に努めます。

9. 衛生管理・感染症対策

感染症に関する具体的な計画を策定し、感染症の発生及びまん延防止に取り組みます。

なお、当施設では、集団感染予防のため、できる限り各種ワクチン接種にご協力頂いてい

ます。

10. 事故発生の対応及び防止

安全対策担当者を設置して事故防止の体制づくりを図っています。なお、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、主治医、居宅介護支援事業所に連絡すると共に、医療機関との対応を行い、市町村、保険者への報告等、必要な措置を講じます、又、その事故が賠償すべきものであった場合、損害補償を行います。

〔当事業所の加入保険〕 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉施設総合損害補償～しせつの損害補償～

11. 緊急時の対応

利用中に介護状態の異変や容態急変の時は、ご利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所に連絡すると共に必要な措置を講じます。

12. 身体拘束の禁止

ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

13. 虐待防止

「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定を遵守し、責任者を定め研修等を徹底することで、サービス従事者または従業員による虐待が行われないようにします。

14. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを行います。また、利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

15. 苦情受付

当事業所では、利用者又はその家族からの苦情に迅速に対応するため、専用の窓口を設ける他、苦情相談の体制を整備しています。また、当時事業所以外にも、行政機関その他苦情受付期間へ苦情相談の申し出を行うことができます。(別紙「白楽林 苦情・相談解決の仕組み」のとおり)

○受付時間 8：30～17：30

16. サービスの内容及び利用料金

(介護予防)短期入所生活介護の施設サービス内容及び料金は、次のとおりです。

〈サービスの内容〉

- ① 白楽荘みくに湊(介護予防)短期入所生活介護(併用型)の居室は松島・滝谷内の個室、白楽荘みくに湊(空床利用型)と白楽荘(空床利用型)はそれぞれの居室の空床利用になります。ただし、身体状況の急変等、介護・看護の都合上やむを得ない場合は、居室の移動を行う場合があります。
- ② 入浴は、1泊2日につき1回を基本に、介護状態に応じて一般浴、特殊浴、清拭、シャワー浴とします。
- ③ 排泄は、自立支援によるトイレ誘導か簡易便器を基本に、介護状態に応じて紙おむつ・紙パンツを使用します。その際には、排便は適時交換、排尿は個別を基本に、必要に応じ随時交換とします。なお、使用する紙パンツ等については施設にて用意していますが、個人

用の持ち込みも可能です。

- ④ 食事は、管理栄養士が管理します。
摂取時間は、午前7時30分から朝食、午後0時から昼食、午後6時から夕食とします。
摂取場所は、ユニット共有スペースを基本に、介護状態に応じて介助をします。尚、外食や出前は自己負担とします。
- ⑤ 療養食（糖尿病食・腎臓食・肝臓食・胃潰瘍食など）が必要な方で医師の指示による食事箋が出されている方については、療養食を提供します。
- ⑥ 送迎（居宅から事業所まで、事業所から居宅まで）が困難な方については、送迎を行います。通常の送迎時間は、午前8：30～10：00、午後3：30～5：00です。
なお、通常の送迎時間外の送迎についても相談に応じます。
- ⑦ 入浴・排泄・食事の基本介護以外に、移動、着替え、体位交換など日常生活上必要なケアを介護状態に応じて行います。その上で(介護予防)短期入所生活介護計画に添った目標や達成時期を重点に介護及び介助を行います。
(介護予防)短期入所生活介護計画の作成・実行には、契約者又は家族の同意が必要です。
そのため事業所へご来所願う場合がありますが、ご協力ください。
- ⑧ 移動に必要な歩行器や車椅子類は、施設用の使用が可能です。個人所有の歩行器や老人車や車椅子の持ち込みも自由です。尚、特殊な体型で施設用が合わない場合は個人所有物の持ち込みをお願いします。なお、施設用の備品に関して、利用者の過失によって修理が必要になった場合、修理代は利用者負担とします。
- ⑨ 健康管理は、医師による回診を基本に、心身の異常は看護職員が聞き、医師又は主治医の指示の下で処置します。
- ⑩ 機能訓練員を配置しています。機能訓練は、残存機能の維持や自立支援のために医師又は主治医の指示で機能訓練指導員が行います。
- ⑪ 夜間においても、看護師がオンコール体制で対応いたします。
- ⑫ 生活全般は、生活相談員が聞き、介護サービスを含め日常生活全般に関する悩みごと、相談ごと及び家族との連絡等を行います。
- ⑬ 心身機能の維持のため、屋内レクリエーションや屋外行事を随時企画します。参加費用が発生するものに関しては事前に参加の有無を確認した上、自己負担とします。
- ⑭ その他、必要と認めた事項については、双方協議の上とします。

〈サービスの利用料金〉

1. 別紙1 介護サービス費【基本項目】【加算項目】参照

「介護負担割合証」に示された割合（1割から3割）を乗じた金額のみがご利用者負担となります。

2. 別紙1【実費】参照

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 居室費、食費

※世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる場合は、居室費・食費の負担が軽減されます。（介護負担限度額認定証を提示してください。）

② おたのしみクラブ活動費

参加希望の有無を事前に確認し、参加される場合は、材料費をご負担頂きます。

③ 月に2～3回、業務契約をしている美容師・理容師による散髪の実施サービスを行っております。ご希望の場合は、施設内でサービスが受けられます。

④ 家電製品を使用される場合は電気代をご負担頂きます。

⑤ その他、インフルエンザ予防接種や、口腔清潔用品料などは、実費分をご負担頂きます。ご負担頂く場合は、事前に利用者家族に相談、連絡を致します。

以上、白楽荘みくに湊(介護予防)短期入所生活介護ご利用にあたり、契約者及び代理人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。